

鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月26日（火）第59号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 （環境保全課取扱い） 1
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 （環境保全課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第535号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域として指定する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 要措置区域
日置市伊集院町徳重字前田平1786番6の一部及び伊集院町郡字寺山2042番38の一部
- 2 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

鹿児島県告示第536号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域として指定する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 形質変更時要届出区域
日置市伊集院町徳重字前田平1786番6の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物